

GM:4110-...

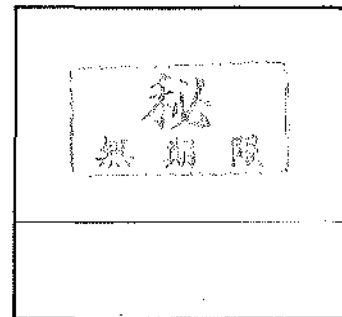
66

※総第 081299号001公館宛 GM4110-02

平成 4年 8月 7日 秒受付



電 信 案



大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管	アジア局長 審 議 官 参 事 官 北東アジア課長 地域調整官 情報事務官	※発電係 1 ☒ 2 ☒ 起 案 平成 4年 8月 6日 起案者 電話番号 南 池 2415
	協議先		
	秘密指定解除 公文書監理室		

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚日は、機械で処理

在	韓 国	大 使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名	在韓被爆者支援拠出金			
主管・文書記号	※電番	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード
ア北	第1405号	[Redacted]		
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)		
大 使・総領事あて				
(80字) 〇加除射正脈をい様願量す。 〇判読困難。鉛筆使用不可。 今後留意ありたい。電信課				
※ 08129965 優先 KANKOKU F電 GB-1 外 務 省 回覧番号				

(昭和六三・六・三十改正)

往電第937号及び貴電第2049号に関し、

1. ^{わお?}冒頭往電の日本側提案に対し、我が方を提示後2ヵ月以上経ても未だ韓国側の正式の回答がなく、拠出手続きを進めることができないところ、現状のまま事務的に拠出手続きが遅れると、韓国の関係団体から早期の拠出を求める要求が高まり、^{3月11日}日韓両国のプレスにおいて本年度拠出金の使用状況について取り上げられ、^{11月}また、9月以降に予定されている臨時国会においても右に関連する質問がなされたりする等の事態も予想される。他方、冒頭貴電及び貴電第590号、第810号の通り、本件拠出金の使用に関しては韓国側の内部調整が必ずしも円滑に実施されておらず、昨年度拠出した17億円についても事実上使用されていないと^{との情報もあり}とも推察されるところ、^{韓国政府より直ちに改善を要する}右が事実であるとすれば、在韓被爆者対策に関する韓国側の実施体制及び本件拠出金の適正な使用に関し、我が方としても懸念を抱かざるを得ない。

2. ^{以上の懸念を鑑み}何れにせよ、現状のままでは拠出手続きの進展は望めないところ、貴館より韓国外務部の然るべきレベルに対し以下の対応をとり、結果至急回答ありたい。尚、先方が大韓赤十字社へ照会する等返答越した場合、遅くとも14日（金）までには回答を得たい旨要請ありたい。

(1) 本年度の拠出手続きを、冒頭往電1. (1) 及び (2) の要領で実施することを改めて説明し、右提案に対する韓国側の同意を取り付ける。（口上書、書簡、ガイドラインの文面は冒頭往電別FAX信のとおり。）

(2) 韓国政府の被爆者対策に係る全体計画、実施体制、韓国側財政措置、平成3年度分の拠出金の使用状況につき、説明を受けると共に右の各事項につき書面により確認する。（但し、書面の準備ができていない場合は、取り敢えず口頭により説明を受け、後に書面により確認することとする。）

(了)